

学習指導要領総則・学習評価に 関する検討事項



1. 学習指導要領の基本的な理念や構造等に関すること

①各教科等に共通する重要な理念・概念の具体化

- 各教科等の「中核的な概念等」の抽出とそれに基づく構造化、構造化に伴う必要に応じた内容の精選の基本的な方針（教科書の重点化・精選との関連を含む）（P10）
- 各教科等の目標における「見方・考え方」の示し方（P17）
- 各教科等の目標における「学びに向かう力・人間性等」の示し方（P10）
- カリキュラム・マネジメントの考え方の整理や具体化の在り方（P81）

②分かりやすく・使いやすい学習指導要領の形態

- 教師による資質・能力の関係性の理解やそれらを一体的に育成する単元づくりを助け、「深い学び」を具現化しやすくする表形式の在り方
- 教師の授業づくりの過程を効果的に支援できる「デジタル学習指導要領」に求められる役割や機能の在り方（P11）

2. 柔軟な教育課程の促進に関すること

①調整授業時数制度の具体化（義務教育）

- 標準授業時数の調整を可能とする対象教科等や調整可能な授業時数の上限
- 調整授業時数の活用方法として認められる具体的な内容（特に、教職員の研究・研修も含めた「裁量的な時間」の類型と上限）（P32）
- 適切な運用を担保するための方策

②その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（義務教育）

- 学校教育法施行規則での単位授業時間の標準（小:45分、中:50分）の示し方
- 学習指導要領総則での年間最低授業週数（35週）の示し方
- 学習指導要領での学習内容の学年区分の示し方（P33）

③単位制度の柔軟化（高等学校）

- 必修修を含む科目の一部を他の科目や学校設定科目等で扱うことを可能とする場合の具体的な要件と範囲
- 上記の組み替えを行う場合に、一部内容を選択して扱うことや履修単位数を標準から減らすことの具体的な要件と範囲
- 卒業に要する修得単位に含められる学校設定教科・科目の単位数の上限の在り方（P38）
- 単位計算の細分化の具体的な設計（何時間の学修をもって1単位と認定するかなど）
- 科目の履修免除の対象科目や具体的な要件、運用の在り方（P39）

④その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（高等学校）

- 週当たり授業時数の標準（週30コマ）の示し方（P38）

3. 総則全体の構成に関すること

① 総則の構成の在り方

- 前回改訂においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育課程編成・実施が行われるよう、**教育課程の編成の手順に沿って要点を示す形で構成の大幅な見直しを行ったが、それを踏まえた次期総則の構成の在り方** (なし)

小学校・中学校の総則の構成

(前回)

- 第1 教育課程編成の一般方針
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項
- 第3 授業時数の取扱い
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(現行)

- 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程の実施と学習評価
- 第4 児童（生徒）の発達の支援
- 第5 学校運営上の留意事項
- 第6 道徳教育に関する配慮事項

高等学校の総則の構成

(前回)

- 第1款 教育課程編成の一般方針
- 第2款 各教科・科目及び単位数等
- 第3款 各教科・科目の履修等
- 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等
- 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
- 第6款 単位の修得及び卒業の認定
- 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

(現行)

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 第7款 道徳教育に関する配慮事項

② 総則の記載の在り方

- 前回改訂で大幅に分量が増加した総則の趣旨について、教師が一層掴み取りやすくし、授業づくりに生かしやすくする観点からの**記述の簡素化や精選**の在り方 (なし)

4. 総則の具体的な記述（教育課程の編成・実施関連）

① 学習の基盤となる資質・能力

- **情報活用能力と言語能力の関係**の整理
- 情報・技術WGや国語WGの議論を踏まえた、**情報活用能力と言語能力を構成する資質・能力**の再整理 (P58)

② デジタル学習基盤の位置付け

- **デジタル学習基盤の意義・役割**についての基本的な考え方の示し方 (P24)

③ 学習の自己調整の位置付け

- 学びに向かう力・人間性等の新たな整理を踏まえた、**児童生徒の学習の自己調整を促す効果的な指導（児童生徒の学習方略に係る指導を含む）**についての示し方 (P10)

④ 個別最適・協働の位置付け

- 「主体的・対話的で深い学び」と「**個別最適な学びと協働的な学び**」の間の類似した用語の並立を避けつつ、既に総則に記載がある「**個に応じた指導**」を「**個別最適な学び**」に**発展的に置き換えて整理**する具体的な示し方
- 対話や協働の基盤となる「**心理的安全性**」の**重要性**についての具体的な示し方 (P24)

5. 総則の具体的な記述（児童生徒の発達の支援関連）

①多様な子供にとって学びやすい学習環境の構築

- いわゆる「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な個性や特性を有する子供がいることを前提とした基礎的な環境の整備や、障害のある子供達への合理的配慮の在り方についての具体的な示し方 (P92)

②学級経営・生徒指導・キャリア教育

- 生徒指導提要で示されている「発達支持的生徒指導」の考え方も踏まえた学級経営・生徒指導の在り方についての示し方
- 「特別活動WG」の議論も踏まえたキャリア教育の示し方 (なし)

③個に応じた指導の充実

- 教師が子供達一人一人に応じて指導方法・指導体制を工夫するという教師主語の視点のみならず、子供自ら自己の学習を主体的に調整できる環境を教師が整えるという学習者主語の視点も踏まえた記述の充実の在り方 (P24)

④特別な配慮を要する児童への指導（日本語・不登校・特別支援）

- 「特別支援教育WG」や「不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG」、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」における検討を踏まえた、個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施等についての示し方 (P90)
(P43-45)

6. 総則の具体的な記述（その他）

①学校段階間の連携接続

- 学校段階間の一層円滑な連携・接続を図るための示し方 (なし)

②学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域の状況等を踏まえた柔軟な教育課程を編成・実施し、「社会に開かれた教育課程」を一層実現するための学校・家庭・地域の連携・協働の在り方についての示し方 (なし)

③道徳教育に関する配慮事項

- 「道徳WG」における検討を踏まえた示し方 (なし)

※**部活動**については、スポーツ庁・文化庁が設置した部活動改革に関する有識者会議における議論に基づき、地域展開等の進捗も踏まえた示し方を整理 (なし)

7. 学習評価に関すること

① 学習評価の頻度・タイミングの在り方や「学習改善等に活かす評価」の充実方策

- 評定への総括は学年末にのみ行うことが可能であることを示しつつ、「学習改善等に活かす評価」を充実させていく具体的な運用の在り方 (P75)

② 学びに向かう力・人間性等の評価

- 個人内評価として実施する際の具体的な評価方法
- 「思考・判断・表現」の過程で具体的に見取ることができる要素が特に表出した場合に「○」を付記する際の具体的な運用の在り方 (P74)
- 「○」を付記した場合の評定への影響の在り方

③ 「中核的な概念等」の学習評価における取扱い

- 「中核的な概念等」に関する整理を踏まえた、学習評価の対象とすることの適否 (P75)

8. 義務教育に関する固有の検討事項

※各教科等の議論を踏まえた義務教育の教育課程全体の整合性を確保するため、各教科等WGでの議論を踏まえ、総則・評価特別部会として義務教育全体で資質・能力を調和的に育成するための調整を図る

(なし)

① 義務教育段階の教科構成と標準授業時数の在り方

- 調整も踏まえた義務教育段階の教科構成や標準授業時数の在り方 (なし)

9. 高等学校教育に関する固有の検討事項

※各教科等の議論を踏まえた高等学校の教育課程全体の整合性を確保するため、各教科等WGでの議論を踏まえ、総則・評価特別部会として高等学校教育全体で資質・能力を調和的に育成するための調整を図る

(なし)

① 高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

- 調整も踏まえた高等学校段階の教科・科目構成と標準単位数の在り方 (なし)

② 産業教育の示し方

- 産業教育WGでの議論を踏まえた総則の示し方

(P85)

③ 通信制課程の示し方

- 教育の質の確保・向上を図る観点からの通信制課程の在り方

(なし)

10. 「余白」の創出を通じた教育の質の向上に係る整理

- 今回の検討全体でどのような「余白」の創出が可能となるかについて、論点整理を踏まえつつ、総則・評価特別部会で具体的に検討を踏まえ、一定段階で整理（可視化） (P65-66)